

平成 25 年（2013 年）第 3 回市議会定例会
提出議案市長説明要旨（25. 9. 25）

本定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第 104 号から議案第 110 号までの 7 件は、平成 24 年度横須賀市一般会計、及び特別会計国民健康保険費等の歳入歳出決算で、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するため提出するものです。

議案第 111 号から議案第 113 号までの 3 件は、平成 24 年度横須賀市水道事業会計等の決算で、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第 4 項の規定により議会の認定等に付するため提出するものです。

まず、一般会計の決算について概要を申し上げます。

平成 24 年度の実質収支は約 35 億円となりましたが、その中には、前年度からの繰越し事業に充当する必要のない繰越金が約 18 億円、財政調整基金等からの取り崩しが約 19 億円含まれていますので、これらの合計 約 37 億円を除くと、単年度での収支バランスを取ることができない状況となっています。

歳入歳出の内容を前年度と比較すると、歳入面では、自主財源である市税が減少し、この減少分を地方交付税や臨時財政対策債で補う状況となっています。歳出面では、生活保護や国民健康保険などの社会保障費が増加しています。

こうした税收減と社会保障費の増という傾向はこれからも続くと予測していますので、本市の財政は、いまだ厳しい状況にあるものと認識し、

今後も気を引き締めて行財政運営に取り組んでいかなければならないと考えています。

なお、財政健全化法に基づく一般会計等の健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を超えるものではありませんでした。

また、財政基本計画で決算数値を目標とした「市税徴収率」、「財政調整基金等残高」、及び「全会計市債残高」については、いずれも平成24年度の計画目標を達成することができました。

次に、特別会計及び事業会計については、病院事業会計が赤字決算となりましたが、その要因となった市民病院の収支は、指定管理者制度の導入以降、着実に改善しています。

今後とも、それぞれの目的に沿った自立的な経営に向けて努力してまいります。

以上平成24年度各会計の決算について、概要と所見を申し上げました。

続きまして、議案第114号 横須賀市職員の給与の特例に関する条例制定については、市長等の常勤特別職員、教育長、一般職員及び教育職員の給与を平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間、減額するため、条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご議決いただくようお願い申し上げます。